



性虐待被害者のための 祈りと償いの日

教皇フランシスコは 全世界の司教団に向けて「性虐待被害者のための祈りと償いの日」を設けるように通達されました

日本では「四旬節・第二金曜日」

2017年

3月**17**日(金)

神のゆるしを願い祈りましょう

カトリック中央協議会
子どもと女性の権利擁護のためのデスク